

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23rd Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand [地図](#)

E-Mail : iguchi@loxinfo.co.th

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

(取材編集協力)有限会社 S&IJAPAN <http://www.s-i-asia.com/s-i-japan/s-i-japan.htm>

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

〒150-0001 渋谷区神宮前 4-16-8 大場ビル2階

TEL:03-3402-0013、FAX:03-3402-0014 [地図](#)

siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp (担当: 細田明子・矢守章子・井口文絵)

～事務所より～

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを4月25日付けで更新しました。

(5月はタイ祝祭日が多いのでご注意ください)

5月1日、7日、9日は、祝祭日となり、弊所はお休みさせていただきます。弊所のファックス及びメールは通常とおりですので、ご利用ください。ご不便お掛けしますが、よろしくお願い致します。

(表参道の東京事務所で事務所所員を募集しています)

年齢35歳まで。大学卒程度で英語の読み書きが堪能な方。仕事は主に東南アジア向けの特許事務。特に特許事務所での経験者歓迎です。もし、ご関心のある方は、東京事務所の矢守まで(TEL:03-3402-0013、FAX:03-3402-0014)お知らせください。

S&IJAPAN <http://www.s-i-asia.com/s-i-japan/s-i-japan.htm>

(先使用権の公証制度について)

平成22年度特許庁委託研究調査等事業の報告書「先使用権制度に関する調査研究報告書」(AIPP・JAPAN 作成)の中のタイの部分において、「タイの公証制度はない」と記載されていますが、これは誤りです。正しくは、「タイには公証制度はあるが、これを先使用権立証に用いられたことは未だない。」というのが、正確な表現だと思います。注意してください。

(タイの修正実体審査について)

平成19年度特許庁委託研究調査等事業の報告書「各国における修正実体審査 MSE の調査報告書」(AIPP・JAPAN 作成)の中のタイの部分(P36-38)において、明らかな間違いと、不正確な表現が多く、これを読んだクライアントが誤解をされて実務を進めている事例が出ております。例えば、「審査請求時に、他国の審査結果報告を出す必要がある。」というのは、誤解で、審査請求手続きと、他国の審査結果報告書提出とは、別の手続きであると理解して戴きたいと思えます。ですから、審査請求前に、既に他国の審査結果報告ができるのであれば、直ちに提出する必要があると思えます。また、「審査結果報告書というのは、拒絶理由通知などの中間書類を含む」と誤解されている方も居られますが、中間書類を審査官から新たに求められることもあります。これはケースバイケースです。この場合、弊所では特許登録公報の提出をお勧めしており、特許証はクライアントに要求しておりません。この報告書に書かれてある点につき、細かく指摘はできませんが、疑問点があれば、各特許代理人に現地政府へ直接問い合わせをして戴き、正しい理解の上に実務を進めてください。

また、この調査報告書の中での「案件の開示」についての調査結果は、不十分です。閲覧できるとか、利害関係人のみ情報開示できるとか、閲覧できても複写ができないとか、審査官からの指示書や補正書は閲覧できないとか、それぞれの国で情報開示基準が異なっているはずで、それがこの調査結果に何ら反映されておられません。注意して読んでください。

(再送:PCT国内移行手続きについての譲渡証提出のお問い合わせについて)

タイ政府からのオフィシャルアクションで、国際段階及び国内段階の出願人が同一にも関わらず、譲渡証提出をタイの代理人事務所から要求された という苦情がクライアントから寄せられています。この件について、タイ政府に再度確認をした処、以前からのタイ政府見解は、不変であることを確認致しました。これについての弊所見解は、以下のとおりです。

(弊所ホームページ http://www.s-i-asia.com/web_japan/intellectual_thailand_jp.php#18 より)

「譲渡証提出についての弊所見解

タイ政府知的財産局の発表(2010年7月時点)では、PCT国内段階での譲渡証提出は不要という見解です。

現行の非PCT出願では、譲渡証提出が必要です。これは特許法第10条(特許出願の権利の譲渡は書面によるとだけ規定されています)と、それに基づく審査便覧(審査官の審査対象物に、譲渡証が入る)によるものと理解されております。

しかしながら、今回、PCT国内移行出願の譲渡証提出不要という政府見解となり、PCT国内段階の出願と、非PCT出願とでは、違った運用となります。その点、ご注意ください。そこで、弊所としては、PCT国内移行出願については、上記政府見解とは若干異なりますが、譲渡証が確実に必要な場合(例えば、PCT出願時の出願人と国内移行時の出願人が異なる場合)には、提出が必要(恐らく未提出であれば、審査官から指令が来るものと思われ)であると理解し、クライアントの皆様にお伝えしております。恐らく他の法律事務所との間に、この点において見解が若干分かれる可能性がありますことをご了承ください。」

もし、他の代理人事務所の取り扱い案件で、譲渡証についての提出要請を受け取りましたら、是非、一度、再度タイ政府に確認するよう代理人事務所の方へ指示願います。また、PCT国内移行手続きについては、現在、タイ政府にて、手引書を作成している段階で、近々公表する予定と聞いておりますので、もし情報を入手しましたら、皆様方へ改めてご案内致します。

(再送:特許の他国審査での中間書類翻訳提出のお問い合わせについて)

最近、弊所以外の事務所からクライアントへの指示について、特許の対応他国審査についての中間書類全てを翻訳するように求められ、その対応について、クライアントより弊所に問い合わせが相次いでおります。

タイ法制度上では、最終審査結果の提出が義務規定ですので、登録公報などの最終審査結果は、審査官からの指示を待たないで提出しなければなりません、中間書類についての提出は、あくまで審査官からの指示が通常必要となります。そこで、弊所では、①オフィシャルアクションがあったのかどうか。②その内容はオフィシャルアクションの中に記載されているのかどうか。を、再度代理人に対し、チェックしてもらうことをお勧めしております。

審査を急ぐあまり、最終審査結果が出ていないにも関わらず、全ての中間書類を翻訳して提出することは、費用面においても、審査判断においても出願人の期待に沿う結果が得られるものとは全く思いません。是非、ご注意の程、お願い申し上げます。

(再送及び補充:PCT国内移行出願にかかる明細書のタイ語翻訳提出期限について)

弊所が掴んだ情報によりますと、他の法律事務所から「国内移行日に翻訳を提出せずに、提出期限を延長できる」旨の誤った情報がクライアントに流れている模様です。この方法は、国内移行日に明細書の主要部のみ(たとえばクレームだけ)を翻訳し、後日、補正書の形で、明細書の全翻訳を提出するというもので、出願人にとって、後日問題となる可能性が多々あり、全くお勧めできません。ご注意の程、宜しく願い申し上げます。必ず規則通りに、国内移行日にタイ語翻訳提出をお願い致します。名の通った法律事務所では決してこのような実務を行っていないと思います。

なお、この件についてAIPPI日本部会の昨年12月度活動報告において、AIPPI・JAPAN セミナー「ASEAN地域における知的財産制度及び権利行使の現状について」で講師がタイの部分で紹介したとの記事が掲載されております。講師の発言内容は不適切であり、出願人をミスリーディングするものと弊所は判断しております。ご注意の程、お願い申し上げます。

～編集者より～

ソクラン時期(4月13日～16日)に、一時期日本に帰国したが、花見を予定した4月14日は暴風雨に見舞われ、散々の体でバンコクに戻って来た。今年こそ数年振りの花見と思って期待したが、全く期待外れに終わった。

最近、立て続けに AIPPI・JAPAN による幾つかの調査報告書及びセミナーでのタイに関する部分の記載について、問い合わせがあった。報告書を読んでも(今まで全く読んでいなかったのだが)と、その記載に誤りや不正確な部分が結構あるのに驚かされた。原因は情報入手のソースが単一である点である。特に新興国や情報が入手しにくい国の場合、情報源が単一であると、

それに振り回されかねない。ヒアリングした事務所の能力あるいはインタビューを受けた弁護士の能力にも拠るであろうし、政府自体の実務のブレもありうる。調査報告書の作成費用を単に下げる努力も必要だが、情報の精度を上げる工夫も必要なのではあるまいか。

ソンクラン休暇を挟んで、この4月から来訪客が増え始めている。来訪客の中には、タイ政府知的財産局を見学希望する来客も出てきた。以前はそれほど見学希望者がいなかったが、最近では、結構関心が高くなっているを感じる。見学予定を事前にタイ政府へ伝えておくと、担当官が一般見学コースを付いて廻って、説明をしてもらえる。東南アジアの知的財産局の中でも、非常に来客に手厚いのがタイの特徴である。見学を終えた訪問客に感想を伺うと、ほとんど100%と言ってよい位の返答が、「想像以上にしっかりした役所ですね。」という回答が返ってくる。中には「日本特許庁よりも優れた点もある。」という方も居られた。

4月5日にジェトロ主催で、ジェトロ IPG グループ(在タイ日系企業グループ)とタイ政府エンフォースメント機関、知的財産局との対話会合が開催された。エンフォースメント関連の話題だけでなく、タイの知的財産環境全般についての日系企業側からの課題提示を行った。その中で、特許審査期間の遅延問題が、結構、関心(といっても日本側だけかもしれないが)を集めた。特に化学分野は極端に滞貨があるらしく、中には特許期間20年の満了直前に、着手し登録を行った事例もあり、その凄まじさに驚かされた。解決策としてタイ政府は、審査官の増員、外部審査委託などの政策努力を説明していたが、私からタイ政府に提示したのは、「アメリカやブラジルのように権利期間を延長できる制度を導入してはどうか。」ということである。政府の怠慢で審査が伸びてしまった場合、その延長権利期間を設けることを米国特許法第 154 条のように制度的に行うべきではなかろうかということである。さらに、この会合では、タイ政府が公式に発言している審査期間が本当なのかどうか疑わしいため、ジェトロが調査実施開始を表明した。原本閲覧をある一定件数行って、そこから審査フローの各ステップの処理期間を解析すると言うものである。どこの処理に長期間かかっているかを見極め、その処理工程に対策を集中させるという業務管理の基本となる分析である。日本政府としても PPH(特許審査ハイウェイ)を、もし東南アジアに展開するのであれば、その効果試算として必要なデータではなかろうか。なぜなら、私が思うに、今のタイの審査処理の遅延状況では、PPHを行ったとしても何ら効果が無いと予想するからである。杞憂でなければよいが。解析結果を期待したい。

～タイで第2回“Thailand International Creative Economy Forum: TICEF 2012”が開催された～
商務省のプーム副大臣は、パッチマー タナサンティ知的財産局長とともに、2012年3月15日に報道発表を行い、第2回“Thailand International Creative Economy Forum: TICEF 2012”を2012年3月26-27日にセンターラーホテルにて開催するとした。開催の目的は、クリエイティブエコノミーへの更なる認識と理解を国民に深めてもらうとともに、国家の経済成長のためタイ人がクリエイティブエコノミーの考えを商品やサービスに生かして付加価値を創造することにある。タイの事業家が、世界で成功を収めた講師の体験から学べる他、世界から参加した人と意見交換ができる機会となり、また世界がタイの創造的潜在性について認識をする場となる。

(2012年3月19日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイのプーケットでブランドバッグのコピーを多数押収～

2012年3月15日にプーケット県の倉庫の捜索が行われ、ルイヴィトン、グッチ、シャネル、プラダ、エルメス、ジミーチュウ、マルベリー、アディダス、ディーゼル、及びビラボンなどの有名ブランドの旅行鞆の模倣品 1,000 万パーツ相当が押収された。

(2012年3月23日、タイ関税局ウェブサイト掲載)

～タイの製糖業界は品質向上のため今年業界全体の研究開発費用に3億パーツの予算～

タイの製糖業界は品質向上のため今年業界全体の研究開発費用に3億パーツの予算を割り当てた。National Research Council of Thailand(NCRT)の Soottiporn Chittmittrapap 理事長は、NCRT、Office of the Cane and Sugar Board(OSCB)及び製糖会社と砂糖の栽培農家が品質向上のためのプラント作りを進めることで合意したと話した。この動きは2015年に創設される予定のASEAN経済共同体による統合市場を見据えたものである。

(2012年3月24日、バンコクポスト)

～タイ知的財産局が違法ソフトウェア使用ネットカフェの摘発を命じる～

経済犯罪取締り司令部の副司令官でありスポークスマンでもあるチャイナロン警察大佐は、3月26日、タイ国家警察は、バンコク、チェンマイ、コンケン、チョンブリ、プーケットの少なくとも5箇所で知的財産侵害の取り締まりを実施すると発表した。「最近スワンルアンのインターネットカフェの捜索を行い、違法プログラムを搭載した28台のコンピューター、被害総額75万パーツ相当を押収した。またランシットのデパートに入っているインターネットカフェでも同じく28台のコンピューター、被害総額80万パーツ相当を押収した。全国のインターネットカフェに違法ソフトウェアを使用しないよう警告を発する。1994年著作権法に違反するもので、禁固4年以下または罰金80万パーツ以下の刑罰が定められ、また裁判所から事業の停止を命じられることもある。」とチャイナロン警察大佐は語った。(2012年3月27日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイで著作権のない映画ハードディスクをオンラインで販売していた男を逮捕～

警察の経済犯罪部及び知的財産局は2012年3月22日の記者発表において、ランシットのフューチャーパークのゴールドショップのオーナーを逮捕したと発表した。この男は www.thaidvico.com というウェブサイトを運営し、著作権のない映画の入ったハードディスクを販売していた。警察はパソコン2台、ハードディスク26枚及び顧客名簿を押収した。ハードディスク1枚に200本から400本の映画が入っていて、価格は3,000から5,000パーツであった。この捜索は警察と Saha Mongkol Film により知的財産及び国際取引裁判所による捜索令状を伴って行われた。有罪になれば罰金10万から80万パーツと懲役6ヵ月から4年が科される可能性がある。

(2012年3月27日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイはクリエイティブとサービスの産業に焦点を当てれば原価上昇を克服できると副総理が発言～

昨日開催された「Second Thailand International Creative Economic Forum」において Kittiratt Na-Ranong 副総理は、4月1日から7県における最低賃金が日額300パーツになるのに伴い全県において賃上げの動きがあるだろうが、人件費と燃料費の上昇が物価上昇に拍車をかけること

になると話した。同氏は市場での競争力を確保するため、タイの企業はクリエイティブとサービスの産業に焦点を当てるべきで、そうすれば原価上昇の要因を気に病む必要はなくなると話した。

(2012年3月27日、タイネーション)

～タイ政府の洪水対策に対し日本企業は未だ疑いを持ち、最低賃金の引き上げにより近隣諸国へ移転する可能性のある企業もある～

日本の投資家は今年タイ政府が洪水を防ぐことができるかどうか未だ疑いを持っており、労働集約型の企業の中には最低賃金の引き上げにより近隣諸国に移動しようという企業もある。YUSEN LOGISTICS (THAILAND) CO., LTD.のPresident 兼 CEOである佐藤実氏は、もし今年も洪水により同じ規模の損害があれば、日本企業はタイが信用できなくなり、移転をするかタイへの投資額を減らすことになるだろうと話した。昨日行われた Thai-Japanese Association の昼食会において同氏は、洪水対策におけるタイ政府の能力に疑いを持っていることを明らかにした。ナワタナコン工業団地にある同社の倉庫は昨年の洪水で浸水し、サプライチェーンが混乱したということである。日本はタイにとって最大の貿易相手国及び投資国である。多くの日本企業が洪水の影響を直接受けたにも関わらず、今年1月から2月の日本からの直接投資は前年比92%増であった。2017年、二国間貿易額は1,000億米ドルに達すると見られている。ジェトロ・バンコク事務所の井内撰男所長は、洪水の情報は直ちに提供されるべきであると話す。同氏は、日額最低賃金は来月初めに300バーツに引き上げられる予定で、これにより労働集約型の中小企業が近隣諸国に移転する可能性があり、たとえばミャンマーは外国資本に門戸を開放し豊富な天然資源と安い労働力でタイから投資を奪う可能性がある」と指摘する。Thai-Japanese Association の President で Toshiba Thailand の Chairperson である Kobkarn Wattanavrangkul 氏は最低賃金の引き上げによりタイ企業の中国企業に対する競争力が低下するだろうと話している。

(2012年3月30日、バンコクポスト)

～タイ警察がITモールのソフトウェア著作権侵害行為取締りを強化～

タイ警察は昨日、IT商品を販売するモールとショッピングセンターにおけるソフトウェア著作権侵害行為の撲滅に更なる努力を約束した。経済犯罪部(Economic Crime Division, ECD)のChainarong Charoenchainao 副指令官はタイではソフトウェアに対する侵害行為により年間数十億バーツの税収入を損失しており、国の名声を傷つけ貿易機会を妨害していると、タイが米国の優先監視国となっていることが長い間大きな問題となっており、これが警察が著作権侵害犯罪に真剣に取り組む理由であると話した。ECDではIT商品販売モールの管理者と協力し4月から6月までソフトウェア侵害行為の取締りを全国で行う予定である。IT商品販売モールの管理者は、家主としての責任を示して参加するよう奨励されている。

(2012年4月6日、タイネーション)

～タイとAseanの知的所有権の現状に関するWIPO事務局長独占インタビュー～

世界知的所有権機関(WIPO)のFrancis Gurry事務局長が「Second Thailand International Creative Economic Forum」のため来タイし、タイとAseanの知的所有権の現状について語った。

知的所有権に対する問題に関してタイの現状をどうぞ覧になりますか？

過去数年間タイは知的所有権侵害の管理と意識向上について非常にダイナミックな計画を実施してきました。タイは数年前にクリエイティブエコノミープロジェクトをスタートさせてから、正しい方向に向かっています。クリエイティブ産業推進計画により公共の利益は増進され、クリエイティブ産業は今後タイの国民生産の成長のカギとなる役割を果たし、より強力な経済を進めるのに役立つと期待されています。

タイは間もなく(東南アジア)地域の他の国々と一体となり ASEAN 経済共同体の単一の市場となる予定ですが、ASEAN 加盟国間の IP 侵害について心配はありますか？また ASEAN が地域全体の侵害を減らすために何をすべきだと思いますか？

ASEAN 加盟国間の IP に関する意識レベルは国によって異なります。ASEAN 地域における知的所有権保護を確かなものにするためには、加盟国に IP 問題に関する通告を再度行わなければなりません。経済が統合された後、IP に関する意識を向上させ保護を拡大する易は通常の貿易成長を促すだけでなく、違法商品の輸送も容易にします。

ASEAN 地域は ASEAN 地域内貿易を促進し外国からの投資を誘致するために企業の権利を保護する法律改正を行う必要があります。

激しい競争と世界経済の低迷の中、新しい投資を誘致し続けるためにはタイは何をすべきでしょうか？

今日の貿易におけるタイの大きな課題は投資家と企業にどのようにして付加価値を作り出すかです。タイはもはや製造セクターだけに依存することはできません。今日の貿易において競争力を維持する手段として知的財産の開発により焦点を当てるべきです。今日の投資を見ると、世界では知的財産の開発に 1 兆 2,000 億 US ドルの投資が行われています。IP 権保護が進み、国の経済がクリエイティビティを基盤とするものになれば、タイは製造コストが高くても、確実に競争力を持ち外国の投資を誘致できるでしょう。

クリエイティブエコノミー型社会として国を振興するために、また持続的成長を確かなものとするために、タイは何をすべきでしょうか？

タイは多くの産業でデザインの能力を強化してきました。しかし各産業で更なるクリエイティビティを奨励するためには、教育の発展により目を向けていかなければなりません。生徒に自身のクリエイティビティを使うよう促す教育プログラムを改善することが、クリエイティビティを基盤とする社会となるための成功の鍵となります。タイは初等中等教育から大学までの教育システムを整備する必要があります。タイは国民に IP の利点と付加価値に慣れ親しませる必要があります。国民に IP 権を尊重するよう奨励する必要があります。付加価値は無形のものですが、政府は意識を助長し、国民にクリエイティビティは有形製品になり得るもので、コピー商品や一般のノンクリエイティブな商品よりより大きな価値を作り出すものだと知らせるべきです。

(2012 年 4 月 10 日、タイネーション)

～タイ政府が薬草保護地域 8 か所を指定～

タイ原産のハーブ 12 種が絶滅の危機にあることがわかり、タイ政府は 8 県の地域を薬草保護地域に指定した。この 8 地域とはチャイヤプーム県の Phu Khieo 野生動物保護区、プラチンブリー県

の Tap Lan 国立公園、プレー県の Mae Ta Sai 村森林群落、マハーサラカム県の Lam Doon Phan 禁猟区、ルーイ県の Phu Suan Sai 国立公園、ランパーン県の Khun Tai 国立公園、スコータイ県の Ram Khan Haeng 国立公園、アムナートジャルーン県の Phu Sa Dok Bua 国立公園で、これらは主にタイ北部と東北部に位置する。これらの地域は 1999 年タイ伝統医薬品推進保護法の下薬草保護地区に指定され、この地域の薬草の破壊行為が禁止される。法律に違反した者は天然資源環境省の規則により罰せられる。これまで保健省が 12 地域を薬草保護地区として指定していた。今回絶滅の危機にあるとわかった薬草 12 種とは、hog creeper、anaxagorea luzonensis、suregada multiflorum baill、strychnos axillaris colebr、capparis micracantha DC、diospyros rubra lecomte、bat flower、plumbago indica L、jatropha gossypifolia L、diospyros decandra lour、dracaena loureiri gagnep、及び terminalia chebula retz である。Witthaya Buranasiri 保健大臣は、性機能障害治療薬を製造するためにこれらの薬草を盗む者がいるが、これらの薬草は将来疾病治療薬の開発に大変重要なものであり保護していかなければならないと話している。医薬品の輸入を削減すべく、政府は病院での治療にタイ地元の薬草から作った薬を使用するよう奨励する政策を進めている他、ハーブから作ったサプリメントや化粧品についても奨励している。

(2012 年 4 月 10 日、タイネーション)

～タイが有機エレクトロニクスとプリントドエレクトロニクス技術の研究開発センターを設立～
タイは有機エレクトロニクスとプリントドエレクトロニクス技術の研究開発における ASEAN 地域のハブとなるべく、National Science and Technology Development Agency(NSTDA)により Thailand Organic & Printed Electronics Innovation Centre(TOPIC)を設立した。TOPIC は民間のパートナーが研究を実施し商業化するのに便宜を図る施設である。この動きは NSTDA が無酸素のグラフェンインクの研究開発を数年間に渡ったのに追随するものである。この技術は既にタイ企業の Innophene Company にライセンス供与されている。

(2012 年 4 月 12 日、タイネーション)

～タイで著作権侵害に対する罰則を強化した著作権法の改正法案が間もなく内閣に提出される見込み～

コピー商品撲滅のための真剣な取り組みとして、商務省は違法商品の取引を行った者に対する懲役刑と罰金の両方の量刑を重くしようとしている。現在の罰金は 10 万から 60 万バーツであるが、著作権法が改正されれば違法商品の数に応じた罰金が科されることになり、懲役は 6 ヶ月から 4 年となる。Poom Sarapol 商務副大臣は昨日、知的財産局が間もなく改正法案を内閣に提出する予定であると話した。タイ国家警察の IP 侵害抑制特別対策委員会が最近設置された。昨日には MBK センターとプラトゥーナームにおいて違法商品を取引していた者数名が逮捕され、1 万点が押収された。バンコクのパンティッププラザとスクムウィット通りはこれまで IP 侵害のレッドゾーンに指定されていたが、間もなくイエローゾーンにアップグレードされる予定である。この 2 地区は家主が合法商品の販売だけを認めるよう働きかけられた結果、現在では改善が進んでいる。タイ国家警察、特別捜査局、及び関税局の報告によれば、昨年の IP 侵害事件は 10,453 件で、違法商品 486 万点が押収されたということである。タイとその他 9 か国の ASEAN 加盟国は共同で IP エンフォースメント措置を行う 4 ヶ年計画を草案した。この計画では Asean IPR Enforcement Coordination Center が設立される予定である。(2012 年 4 月 12 日、タイネーション)

～タイで IP Champion 2012 Award を開催予定～

商務省知的財産局は 5 月 3 日に知的財産局が 20 周年を迎えるのを機に、IP の商業化に成功した人を表彰する IP Champion 2012 を開催する。Award への参加申し込み希望者は 2012 年 4 月 20 日までに知的財産局に書類を送付すること。

(2012 年 4 月 20 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイ知的財産局による ASEAN Patent Search and Examination Cooperation (ASPEC) を利用した特許出願に関する告示～

タイ知的財産局は審査プロセスを迅速化し特許情報の交換を行うことを目的とした ASEAN Patent Search and Examination Cooperation (ASPEC) プロジェクトについて以下の通り告示を行った。

発明特許又は小特許の出願人が ASEAN 加盟国内で最初に出願した外国出願の審査結果を審査に利用するよう希望した場合、出願人は審査請求と同時に別添の ASEAN PATENT EXAMINATION CO-OPERATION (ASPEC) REQUEST FORM を提出するものとする。

上記 1 の請求の請求を行う際、発明特許又は小特許の出願人は ASEAN PATENT EXAMINATION CO-OPERATION (ASPEC) REQUEST FORM に規定された通りサーチレポート、審査結果、及びその他の証拠書類をタイ語訳及び翻訳者による証明と併せて担当官に提出するものとする。

(2012 年 4 月 23 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～インドで Roche が来年初めに低価格の抗がん剤を発売する予定～

スイスの製薬会社 Roche Holding AG はインド市場をターゲットとし、売れ行きの良い抗がん剤 2 種の低価格バージョンを間もなく発売する計画である。これはインド政府が他のがん治療薬の価格を削減しようとした動きに追随するものである。インドは今月初めドイツの Bayer AG グループの Nexavar に関する独占権をはく奪し、地元の製薬会社に低価格のジェネリック医薬品を製造するライセンスを与えた。これは貧困を理由にインド人が生命維持に関わる医薬品を入手できないことがないようにするためである。Roche は抗がん剤分野では世界最大手である。同社はインドの Emcure Pharmaceuticals Ltd. と提携し、Herceptin 及び MabThera の抗がん剤 2 種について「非常に」低価格な、ローカルブランドバージョンを来年初めまでに提供する予定だと話している。他の分野の医薬品、とりわけアフリカ向けの HIV/エイズ治療薬について、製薬会社はすでに大幅な値下げを行っている。つい最近では GlaxoSmithKline Plc など何社が中所得国において特定の製品のディスカウントを試みている。しかし Roche は以前同社の抗がん剤についてどこの消費者も同じ価格を支払うべきだと主張していた。

(2012 年 3 月 24 日、バンコクポスト)

～中国の作家グループが Apple Store で著作のコピーを販売しているとして Apple 社を提訴～

中国の作家グループが、Apple Store で作家らの著作のライセンスのないコピーを販売しているとして Apple 社を提訴し、損害賠償金 5,000 万元を請求した。この訴えは 22 名の著名作家を代表したもので、Apple Store で 95 作品の海賊版コピーが販売されていたと主張されている。著名作家らが集まって作家の権利連盟を作り、この連盟は Apple 社に対し既に弁護士からの書面を送付し、現在 Apple 社からの回答を待っているところだということである。Apple 社広報担当の Huang Yu' na

氏はメディア向けの E メールにおいて、Apple 社は知的財産権保護の重要性は理解しており、「適切かつ適時に応答する」と述べている。中国国家版權局は土曜、Apple Store が海賊行為と著作権侵害の疑いをもたれていることを認め、判断を下すためには他の「関連当局」と話し合う必要があるとしている。

(2012 年 3 月 19 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～日本の投資家はタイを信頼し続ける～

タイはいまだインフラやファシリティのおかげで日本の投資家にとって魅力的な国であるのだが、洪水を防ぐための具体的予防対策が欠けたままであることに関心が集まっていると、日本の経済産業大臣・枝野幸男氏が昨日プレスに向けて話した。

枝野氏はインラック首相、キティラット副首相やワンナラット工業相とバンコクで会合する。

日本は地震から多くの経験を得た。日本政府は復興策を実行に移すことを試みているが、一般民衆は、その動きが非常に遅いと感じているかもしれない。タイはこの状況で同様なのかも知れない、と彼は言った。

「タイは恐らく洪水災害から完全に回復できる。日本は洪水後の国を復興させることにおいてタイと協力していく準備が整っている。そして、洪水対策の経験を共有する準備が整っている、そして共に成長できるだろう。」と彼は言った。

二国は、将来的に巨大な洪水を含め、問題解決策をともに必ず見出すだろう。

投資委員会によれば、タイにいる日本の投資は、昨年 543 プロジェクトに 1870 億バーツとなり 54 パーセント増加した。日本は依然最大の海外投資家であり、海外直接投資全体の 40 パーセントを占めている。

(2012 年 1 月 12 日、タイネーション)